プロジェクト　収益認識

項目　IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の適用日（IFRS 第 15 号の改訂案）」の概要及びコメントの方向性（案）

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会(IASB)が 2015 年 5 月 19 日に公表した公開草案「IFRS 第 15 号の適用日（IFRS 第 15 号の改訂案)」(以下「本 ED」という。）の提案内容の概要について説明するとともに、本 ED の質問項目に対するコメントの方向性についてご審議いただくことを目的としている（コメント期限は 2015 年 7 月 3 日)。

Ⅱ．本 ED の概要

適用日の延期

2. IFRS第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第 15 号」という。）の適用日を 1 年延期し、早期適用を引き続き認める。また、IFRS第 15 号への移行方法として引き続き、完全遡及アプローチ[1]と修正遡及アプローチ[2]の選択を認める。

3. IASB は 2015 年 7 月の会議で、本 ED に寄せられたフィードバックの再審議を行い、適用日の延期を最終決定する予定である。

4. また、IFRS第 15 号のガイダンス自体を改訂する公開草案も別途 2015 年中[3]に公表予定である。

関係者への質問

5. IFRS 第 15 号の適用日を 1 年延期し、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度にすると共に、早期適用を引き続き認める提案に同意するか。その理由は何か。

結論の根拠

6. IASB は 2014 年 5 月に IFRS 第 15 号を公表し、同基準は 2017 年 1 月 1 日以降開始事業年度からの適用とされ、早期適用も認められた。米国財務会計基準審議会(FASB)も同時に Topic 606「顧客との契約から生じる収益」(以下「Topic 606」という。）を公表し、同基準は 2016 年 12 月 15 日以降開始事業年度からの適用とされた。IFRS 第 15 号と Topic 606 は実質的に同様の内容の収益認識基準である。

[1] 新収益認識基準への移行にあたり、同基準を過去の各報告期間に遡及して適用する方法を選択した企業
[2] 新収益認識基準への移行にあたり、同基準を過去の各報告期間に遡及せずに適用する方法を選択した企業
[3] ASBJ スタッフ注：2015 年 7 月中の公表が見込まれている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

7. これらの新収益基準公表後にIASBとFASBは収益認識に関する合同の移行リソース・グループ（TRG）を設置し適用上の論点を議論しているが、ほとんどの論点が基準設定活動なしに解決している。しかしながら、知的財産ライセンスや履行義務の識別等に関して、IASBはIFRS第 15 号のガイダンスの改訂を暫定決定している。またIASBは、本人又は代理人の検討に関するガイダンスの改訂を審議する予定[4]である。

8. 当該改訂に鑑み、IASB は IFRS 第 15 号の適用日を延期するべきかを検討することにしたが、当該検討が行われた時点で既に FASB は Topic 606 の適用日を 1 年間延期する提案を公表することを暫定決定していた（ただし当初の適用日からの早期適用も認める）。IASB は IFRS 第 15 号の適用日延期を求める多くのコメント・レターを受領したが、これらの企業の見解としては、特に現時点においては適切な IT ソリューションが利用可能となっていない状況に鑑み、1 年間の適用日の延長は IFRS 第 15 号の導入に関する品質を改善すると主張されていた。

9. 新基準公表後すぐに適用日を延期することは、関係者に不確実性を生じさせ、悪い前例を作る可能性がある。適用日は、新基準を導入するのに必要な期間に関して、公開草案のプロセスを通じて得られた情報を注意深く検討した後に決定される。したがって、そうすることは例外的な状況でのみ認められるべきと IASB は考えている。IASB は、IFRS 第 15 号の公表日と適用日の間には IT システムやプロセスの変更を想定して既に十分な期間が取られていること、IFRS 第 15 号の移行負担を軽減する方法が既に設けられていること（例：修正遡及アプローチ）、及び改訂の提案は基準の明確化であり、基準の要求事項の変更ではないことに留意した。

10. 一部の関係者は想定していたよりも IFRS 第 15 号の導入に時間を要しているので、適用日の延期を IASB に要請した。しかし、このような理由で適用日を延期することは、早く対応に着手した企業に不利益を生じさせ、遅く対応した企業に便益を与える可能性があり、これは適切ではないと IASB は考えている。また、Topic 606 との IFRS 第 15 号の適用日のコンバージェンスは望ましいが、考慮すべき唯一の要素ではない。

11. しかしながら、上記懸念を有するものの IASB は以下の要因を総合的に考慮し、現在の状況は 1 年間の適用日の延期が正当化される例外的な状況であると判断した。
    (1) IFRS 第 15 号を改訂する暫定決定の内容は基準の明確化であるが、それでも関連する企業に影響を与える可能性がある。このような企業は短期間で 2 回にわ

[4] ASBJ スタッフ注:2015 年 5 月 19 日開催の会議で一部ガイダンスや設例の改訂が暫定決定されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

たり収益認識の報告方法を変更することを避けたいと考えており、改訂されるガイダンスを IFRS 第 15 号本体の適用日と同時に適用したいと考えている。そのような企業に対して、IFRS 第 15 号の 1 年間の適用延期は、改訂されるガイダンスの適用に向けた準備のために必要な期間を与えることになる

(2) IFRS 第 15 号の公表は想定したよりも遅れたため、準備期間がその分減少している。

(3) Topic 606 と IFRS 第 15 号の適用日のコンバージェンスは、考慮すべき唯一の状況ではないが、両基準の適用日に関するコンバージェンスを維持することは多くの関係者にとって便益となる

12. IASB は延期する期間としては 1 年が十分であると考えている。なぜなら、一部の関係者が 1 年の延期を要請すると同時に、多くの関係者は適用日の延期を不要と回答した。IFRS 第 15 号の公表の遅れも数ヶ月であり、年単位ではない。したがって 1 年超の延期は不要であり、そうすることは関係者にとって便益とはならない。さらに IASB は、IFRS 第 15 号の適用は財務報告の重要な改善につながると考えているが、1 年超の延期はすべての企業の導入プロセスを遅らせることになり、好ましくないと考えている。

13. 本 ED の公表時点において、IASB は知的財産ライセンスや履行義務の識別等に関するガイダンスの改訂案の適用日を決定していない。これらについては将来の IASB 会議で議論される予定である。

Ⅲ. コメントの方向性（案）

14. FASB から公表されている適用日延期の公開草案に対してもコメントすることを予定しており（審議事項(1)-2 及び(1)-3 参照）、IASB の本 ED におけるコメントは、FASB の公開草案の質問 1 に対するコメントと基本的に整合的な内容で作成することを想定している。

15. 具体的には、本 ED では次の質問項目が示されており、次のようなコメントの方向性（案）が考えられる。

質問
IFRS 第 15 号の適用日を 1 年延期し、2018 年 1 月 1 日以降開始事業年度にすると共に、早期適用を引き続き認める提案に同意するか。その理由は何か。

コメントの方向性（案）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

16. 当委員会は、IFRS第15号の適用日を1年間延期する本公開草案の提案に賛成する。我々は、本来、公表後に会計基準の適用日を延期することは、会計基準に対する信頼及び会計基準設定主体の権威を損ねる懸念があるため、行うべきではないと考えている。しかしながら、本件については、例外的な決定を正当化しうる説得力のある理由があると考えられるため、我々は提案されている1年間の延期を適切と考えている。

17. 我が国のIFRS適用企業の意見を確認した上で記載する予定。

（参考）
FASBの公開草案に対するコメントは、ここに以下の文言を記載している。

「我々は、米国会計基準を適用している日本企業と議論した際、一部の企業から、会計基準更新書2014-09号を適用するために必要な会計実務の変更に対応する情報システムを導入するため追加的な期間が必要であるほか、米国の証券規制において報告企業は関連する内部統制の整備と運用を求められることから、十分な準備期間を確保することが特に重要であるという見解を聴取した。また、他の企業からは、追加的に1年間の準備期間を設けることによって、同業他社と十分な議論を行うことが可能となり、会計基準更新書2014-09号をより適切かつ首尾一貫した方法で適用することが可能となることから、当該措置が強く望まれる又は必要という見解も聞かれた。」

18. さらに、我々は、適用日を1年間延期することは、次の理由から財務情報の国際的比較可能性を確保するうえで適切と考えている。

(1) 我々は、Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の適用日に関して、FASBにおいても1年間の延期の検討がされている旨を認識している。IFRS第15号とTopic 606がほとんど文言レベルで実質的にコンバージェンスされている点に鑑みると、同一の適用日を維持することは、企業により報告される収益の金額の比較可能性を向上させる観点から強く望まれる。仮にIASBとFASBで異なる適用日が選択された場合、両会計基準による財務情報の比較可能性が著しく低下することが懸念される。

(2) さらに、連結財務諸表の作成にあたってIFRSを任意適用している日本企業（とりわけ、米国とそれ以外の地域のそれぞれにおいて子会社を有する多国籍企業）からは、両基準が異なる時点から適用されると、両基準を並行して適用するためにグループ内で二重の情報システムを維持することが必要となる等、実務上の負担が著しく増加する可能性がある点について懸念が示されている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

19. 最後に、我々は、日本基準の一環として、IFRS 第 15 号及び会計基準更新書 2014-09 号とのコンバージェンスを念頭においた新たな収益認識基準の開発に着手した我々の取組みについて言及したい。我々の当該審議において、IFRS 又は米国会計基準を使用している日本企業からは、日本基準に基づき作成された個別財務諸表から IFRS 又は米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成する際の調整負担を軽減するために、IFRS 第 15 号及び会計基準更新書 2014-09 号への移行日までに、我々が開発する新しい収益認識基準を適用可能にすることを求める意見が聞かれている。当該期限に間に合うよう開発するためには重大な困難が伴うと予想されることに鑑み、我々は、IFRS 第 15 号の適用日を延期する当該提案を歓迎する。

20. 当委員会は、IFRS 第 15 号の早期適用又は当初の適用日からの適用に向けて準備を整えていた企業に不利益が生じないように、IFRS 第 15 号の早期適用を引き続き認める提案にも賛成する。

ディスカッション・ポイント
コメントの方向性（案）について、ご意見いただきたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。